

処理困難ごみ

以下のごみは、市では収集・処理・処分が出来ません。
販売店、次ページの専門業者、取扱店などへ相談してください。

	九州北清	ホシヤマ	小林アルミ	ニシモロ開発	三共	淵上組ウッド リサイクル センター	吉行産業	アライ	JAみやざき こばやし地区 本部資料課	こばやし地区本部 集送センター	JAみやざき こばやし地区本部
建築廃材など	コンクリート・ブロック・セメント		●	●	●		●				
	レンガ		●	●	●						
	ガラス・窓ガラス・流し台	●	●	●	●						
	建具・障子・ドア(戸)などの木くず類	●		●	●	●					
	石膏ボード・スレート・瓦・便器			●	●	●注1					
	洗面台・浴槽	●注2		●	●						
	たたみ	●		●	●						
	樹脂製波板(タキロン)・塩化ビニールパイプなど トタン板・鉄骨・鉄筋などの鉄くず・金属類	●	●	●	●						
伐採木(竹)・枝・丸太・木の根				●注3	●	●					
楽器類 大型	●	●	●								
農機具 二輪車		●	●				●				
バッテリー(車両用)	●	●	●				●				
温水器・給湯器・ボイラー	●	●	●	●							
廃タイヤ	●	●	●								
消火器	●注4		●	●							
耐火金庫	●	●	●								
仏壇・神棚	●										
農業用廃ビニール・苗箱(水稻用)等	●		●	●					●注7	●注7	
※JAこばやし・小林市農業振興課(☎23-0333)までご相談ください。											
自動車の部品・ガスボンベ(LPガス)・ガソリン・ 灯油・混合油・エンジンオイル・シンナーなど	販売店、取扱店などへご相談ください。										
農薬・肥料	●注5										
石・砂利			●	●							
ベニア板	●		●	●	●	●					
シニアカー(電動カート)		●	●								
冷媒機能のある家電製品 (ウォーターサーバー・スポットクーラーなど)	●注6	●	●								

- ※注1 障子紙・ガラス・金属などの付属品は取り除いてから搬入してください。
- ※注2 素材により受け入れできない場合がありますので、必ず確認してから搬入してください。
- ※注3 長さを50cm程度にカットしてから搬入してください。
- ※注4 リサイクルシールが貼られている消火器、PFOS含有消火器は受け入れできません。
- ※注5 袋等容器入りに限る。堆肥は不可
- ※注6 フロン類等(代替フロンを含む)を抜いた証明書があるものに限る。
- ※注7 2回/年の受入れ。受入れ日時は年ごとに変わるので確認が必要。

! 事前に各事業所へ確認してから搬入してください。

広告

『美しい環境を未来へ』



九州北清株式会社

処理困難物、引っ越し&遺品整理ゴミ、
パソコンの処分に困ったら
ぜひ相談ください!





お任せ下さい

タキロン・バッテリー、
タイヤ・農業など、処理に
困る廃棄物も対応可能です

お気軽にお問合せください

TEL.0984-24-1170



〒886-0006
宮崎県小林市北西方 1084-1
Fax.0984-27-3111

処理困難ごみ

専門業者・取扱店の連絡先

- 九州北清株 ☎24-1170
- (株)ホシヤマ ☎23-1030
- (株)小林アルミ ☎27-0070
- ニシモロ開発(株) ☎46-1530
- (株)三共 ☎21-6123
- (株)淵上組ウツドリサイクルセンター ☎44-2670
- (有)吉行産業 ☎44-1262
- (有)アライ ☎23-9646
- JAみやざきこばやし地区本部 資材課 ☎23-1471
- JAみやざきこばやし集送センター ☎22-7938

■ 感染性医療廃棄物

- 注射針(針先・翼状針)などの感染性医療廃棄物



処方された医療機関・薬局へ
返却してください。



事業系一般廃棄物について

事業(営業)活動に伴って出たごみは、事業者が自らの責任で適正に処理するように**法律ならびに条例**で義務づけられています。

事業系一般廃棄物については、市が許可している処理業者へ直接依頼して、処理してください。なお、処理料金や収集運搬方法については、処理業者に直接お問い合わせください。

収集運搬許可業者

- 九州北清株 ☎24-1170
- (株)ホシヤマ ☎23-1030
- (有)アライ ☎23-9646
- (株)小林アルミ ☎27-0070
- (有)小林堆肥センター ☎27-0401
- (株)淵上組ウツドリサイクルセンター ☎44-2670
- なんでも屋本舗 ☎24-0210
- ニシモロ開発(株) ☎46-1530
- (株)小園建設興業 ☎46-0458
- (株)都北清掃公社 ☎0986-38-0234

家庭から出るごみを、事業系一般廃棄物用の専用袋を使用して出すことと、**専用袋を一般家庭へ転売**することは**条例違反**になります。また、家庭ごみ排出目的で、**自宅の庭などに事業系廃棄物のコンテナを置く**ことも**条例違反**になりますので、絶対にしないでください。



注意 事業系ごみについて 清掃工場は、事業系ごみを受け入れていません!

清掃工場の受付窓口で搬入物が事業系ごみと判断された場合は、受入れをお断りします。
また、**事業系ごみとして回収されたごみに含まれていたと思われる家庭系ごみの搬入**もお断りします。
状況によっては、**適正に処理された搬入物であるかの事実確認のため、現場に同行させていただく場合があります**ので、ご理解ください。不適切な持込みを確認した場合は、速やかに警察に通報させていただきます。

違反罰則

事業系ごみを家庭ごみとして捨てると不法投棄とみなされ、廃棄物処理法違反となります。個人の場合、5年以下の拘禁刑または1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられることもあります。

さらに法人の場合、その法人に対して3億円以下の罰金が科せられる場合もあります。

事業者の責務

- 事業活動に伴う廃棄物は、事業者が自らの責任で適正に処理する。
- 事業活動で発生した廃棄物は、再生利用等を行うことで、その減量に務める。
- 廃棄物の減量、適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力する。

ふれあい収集について

詳しく知りたい方や不明な点などありましたら、**清掃工場(☎24-0959)**までお問い合わせください。

ごみ・リサイクル品の個別収集

高齢者や障がい者の方で、集積場へ出せない場合については、**ふれあい収集(個別収集)**を行っています。ただし、原則として以下の条件を満たしている方に限ります。

- 身体が不自由で、ごみの排出が困難な世帯
- 市内(近く)に身寄りのいない世帯

粗大ごみの個別収集

高齢者や障がい者の方で、粗大ごみを清掃工場へ直接搬入できない場合については、**個別収集**を行っています。ただし、原則として以下の条件を満たしている方に限ります。

詳しくは**清掃工場(☎24-0959)**へ直接お問い合わせください。

- 市内(近く)に身寄りのいない方
- 高齢者の一人暮らし など